

# 企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

11月25日提出

## 令和7年第2回定例会（12月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和7年11月25日  
企画振興部

### 【議案関係】

市町村課	「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第214号）	・・・・・・3
	「秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第215号）	・・・・・・5
	「秋田県政党助成法関係手数料徴収条例案」について（議案第216号）	・・・・・・7

「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第214号）

市町村課

1 改正理由

公職選挙法の一部改正により、所要の規定の整理を行う必要がある。

《参考》公職選挙法の改正内容

(単位: cm)

区分	改正前		改正後	
	選挙運動用ポスター	個人演説会告知用ポスター	選挙運動用ポスター	個人演説会告知用ポスター
衆議院議員小選挙区選出議員選挙				
参議院選挙区選出議員選挙	42×30	42×10	42×40	廃止
都道府県知事選挙				
その他の選挙	42×30	—	—	—

2 改正内容

無料で作成することができる選挙ポスターから個人演説会告知用ポスターを除く。（第8条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

新	旧
<p>（ポスターの作成の公営）</p> <p>第八条 候補者は、第十条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に法第百四十三条第一項第五号</p> <p>タ一（以下この条から第十条までにおいて「ポスター」というのポスター（知事の選挙に係るものに限る。）及び同項第五号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成枚数（当該作成枚数が当該選挙区等（県議会議員の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。同条において同じ。）におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>（ポスターの作成の公営）</p> <p>第八条 候補者は、第十条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に法第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成枚数（当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は知事の選挙の当該選挙区若しくは当該選挙が行われる区域又は知事の選挙の当該選挙が行われる区域をいう。以下「同じ。」におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。</p>

# 「秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について（議案第215号）

市町村課

## 1 改正理由

政治資金規正法の一部改正により、写しの交付対象に「確認書※」が加えられたことから、当該確認書の写しの交付を受けようとする者から手数料を徴収するとともに、光ディスク（CD-R）により交付する際の手数料の額を定める必要がある。

※ 確認書 … 国会議員関係政治団体の収支報告書について、当該団体の代表者がその内容を確認した旨を記載した文書

## 2 改正内容

- (1) 写しの交付対象に「確認書」を加える。（第2条関係）
- (2) 写しの交付手数料の額を次のとおり改める。（第2条関係）

（単位：円／枚）

交付方法	改正前	改正後
コピー用紙	10	10
CD-R	未対応	50

## 3 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(手数料の額)	旧
第一条 手数料の額は、次のとおりとする。	
一 法第十九条の十六第十五項の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一 法第十九条の十六第十五項の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付 次に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(一) 政治資金規正法施行令(昭和五十一年政令第二百七十七号)以下この号及び次号において「令」という。)第十二条第一号に掲げる交付 用紙一枚につき 十円	(一) 政治資金規正法施行令(昭和五十一年政令第二百七十七号)以下この号及び次号において「令」という。)第十二条第一号に掲げる交付 用紙一枚につき 十円
(二) 令第十二条第二号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき 五十円	(二) 令第十二条第二号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき 五十円
二 法第二十条の二第二項の規定による報告書、政治資金監査報告書又は確認書の写しの交付 次に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額	二 法第二十条の二第二項の規定による報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付 用紙一枚につき 十円
(一) 令第十八条において準用する令第十二条第一号に掲げる交付 用紙一枚につき 十円	(一) 令第十八条において準用する令第十二条第一号に掲げる交付 用紙一枚につき 十円
(二) 令第十八条において準用する令第十二条第二号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき 五十円	(二) 令第十八条において準用する令第十二条第二号に掲げる交付 同号に規定する光ディスク一枚につき 五十円
2 前項第一号(一)に係る部分に限る。)及び第二号(一)に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、交付する写しの用紙のうちその表面及び裏面に複写したものとの交付に係る手数料の額は、用紙一枚につき二十円とする。	2 前項の規定にかかわらず、交付する写しの用紙のうちその表面及び裏面に複写したものとの交付に係る手数料の額は、用紙一枚につき二十円とする。

# 「秋田県政党助成法関係手数料徴収条例案」について（議案第216号）

市町村課

## 1 制定理由

政党助成法の一部改正により、政党の支部から県選挙管理委員会に提出される支部報告書等の写しの交付について規定されたことから、当該交付を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

## 2 制定内容

- (1) 支部報告書等の写しの交付を受けようとする者から、手数料を徴収する。（第1条関係）
- (2) 写しの交付手数料の額を次のとおりとする。（第2条関係）

（単位：円／枚）

交付方法	手数料の額
コピー用紙	10
CD-R	50

- (3) 手数料は、写しを交付する際に徴収する。（第3条関係）
- (4) 特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。（第4条関係）
- (5) 既に徴収した手数料は、還付しない。（第5条関係）

## 3 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行する。